桑名市の
「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組みについて

－岡山市行政視察－

本物力こそ桑名力

桑名ブランドキャッチフレーズ
ロゴマーク

他ではまねできない、桑名ならではのたくさんの“本物”を見つけ出し、磨き上げ、より素晴らしいものにしていく力を「本物力」と名付けました。
木曽三川が流れ込む桑名を桑名城の形状であった扇の要と見立てたイメージ等を桑名のイニシャルである「K」のマークで表現しました。

平成27年5月12日
桑名市保健福祉部地域介護

桑名市の概要

H16.12 旧桑名市、旧多度町、旧長島町が合併し、現在の桑名市が誕生

◆面積　136．68㎢
　東西　16．50km
　南北　17．75km

◆日常生活圏域
　6圏域（東・西・南・北・多度・長島）

◆人口　142，544人
　男　70，199人
　女　72，345人

◆地域包括支援センター
　6箇所（直営1、委託5）

◆高齢者人口　34，429人
　高齢化率　24．15%

◆要介護・要支援認定率15．34%

（H27．3．31現在）

「地域包括ケア計画」～第６期介護保険事業計画～における「介護予防・日常生活支援総合事業」の位置づけについて

「桑名市地域包括ケア計画」の基本理念

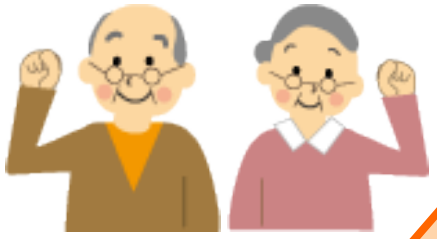

高齢者の尊厳保持・自立支援

（介護保険法第1条）

セルフマネジメント（「養生」）

健康の保持増進　（介護保険法第4条第1項）　能力の維持向上

介護予防に資するサービスの提供

（介護保険法第2条第2項及び第5条第3項）

一般高齢者 → 要支援者 → 要介護者

在宅生活の限界点を高めるサービスの提供

（介護保険法第2条第4項及び第5条第3項）

在宅サービス → 施設サービス

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

『介護予防・日常生活支援総合事業』
『生活支援体制整備事業』

多職種協働によるケアマネジメントの充実

『地域ケア会議』
『在宅医療・介護連携推進事業』
『認知症総合支援事業』

施設機能の地域展開

『従来の在宅サービスと異なる内容の新しい在宅サービス』

身近な地域での多様な資源の「見える化」・創出

訪問

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会
（専門職等）

「見える化」
・創出

「サポーター」（地域住民）

高齢者サポーター、民生委員、食生活改善推進員、
シルバー人材センター、ボランティアグループ、民間事業者等

参加

高齢者

活動

参加

専門職が専門的な
サービスの提供に
集中する

短期集中予防サービス
（専門職）

心身機能

保健師、看護師、管理栄養士、
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、
歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士、
訪問介護員等

訪問介護
（専門職）

通所介護
（専門職）

生活機能の向上
（運動、栄養、口腔、認知等）

高齢者が介護保険を
『卒業』して地域活動に
『デビュー』する

「通いの場」（地域住民）

高齢者サポーター、健康推進員、地区社会福祉協議会、
自治会、老人クラブ、ボランティアグループ、民間事業者等

桑名市
桑名市地域包括支援センター
桑名市社会福祉協議会
（専門職等）

「見える化」
・創出

通所

（参考）平成22年度財務省予算執行調査結果

介護予防訪問介護の提供内容

○ 生活援助が９３％、身体介護が７％
○ 生活援助は、「掃除」６４％　「買い物・薬の受け取り」１６％　「一般的な調理、配下膳」１１％
○ 身体介護は、「清拭・入浴・身体整容」が５０％

利用者の状態像に見合った提供内容になっているか、介護予防訪問介護の実態把握を実施しているところ

介護予防訪問介護利用者（445名）における利用行為内容別の割合（利用時間で算出）

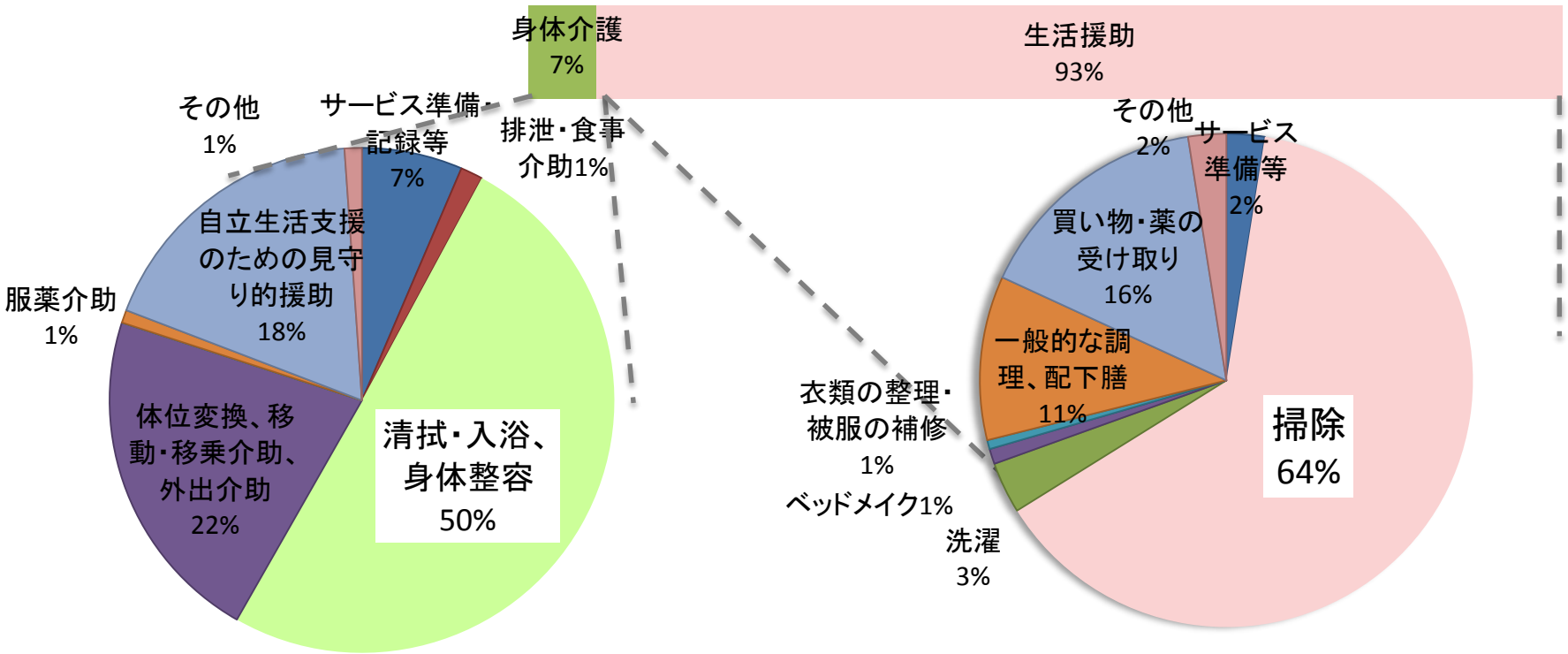

平成22年度財務省予算執行調査を老健局で再集計

高齢者リハビリテーションのイメージ

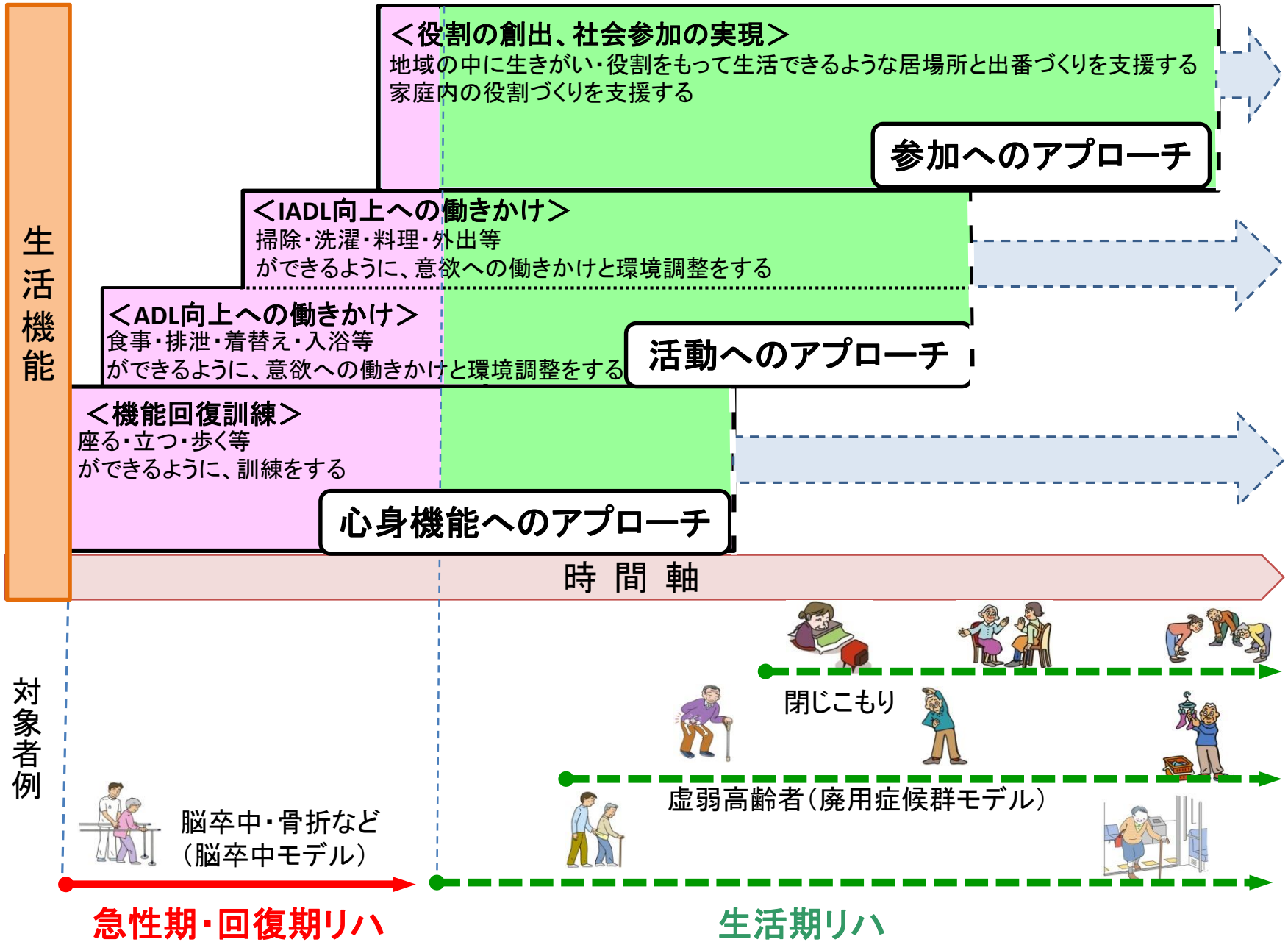

新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の体系及び位置づけについて

桑名市の「介護予防・日常生活支援総合事業」

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

シルバー人材センターの会員が
訪問による掃除、買物、外出支援、
調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。

「おいしく食べよう訪問」

食生活改善推進員が
訪問による食事相談、献立相談、
調理相談、体重測定等を提供。

「『通いの場』応援隊」

ボランティアが
日常生活圏域の範囲内で
「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の
利用のための移動支援を提供。

「短期集中予防サービス」の創設

「栄養いきいき訪問」

管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。

「お口いきいき訪問」

歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。

「くらしいきいき教室」

リハビリテーション専門職が
アセスメント及びモニタリングに
関与しながら、医療・介護専門職等が
通所による機能回復訓練等と
訪問による生活環境調整等とを
組み合わせて一体的に提供。

従前の介護予防
訪問介護に相当する
訪問型サービス
（平成27～29年度）

従前の介護予防
通所介護に相当する
通所型サービス
（平成27～29年度）

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

「宅老所」等において、
地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケア教室」

事業所において、地域交流スペース等を
活用するとともに、医療・介護専門職等と
ボランティアとで協働しながら、
介護予防教室を開催するなど、
地域住民が相互に交流する機会を提供。

「健康・ケアアドバイザー」

地域住民に開放される
「通いの場」を対象として、
地域住民を主体として
運営された実績に応じ、
リハビリテーション専門職等を派遣。

「介護予防ケアマネジメント」の充実

- ○ 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体になって、要介護・要支援認定又は「基本チェックリスト」該当性判定の申請及びそれに関する相談を受付。
- ○ 桑名市地域包括支援センターにおいて、桑名市と一体となって、「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」を実施。

健康増進事業と一体的な介護予防事業の展開

- ○ 「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づくデータ等を活用することにより、可能な限り、早期に、リスクを抱える高齢者を把握した上で、戸別訪問等による総合相談支援を実施。
- ○ 「高齢者サポーター養成講座」等及び「桑名いきいき体操サポーター養成講座」等を開催。
- ○ 「桑名市介護支援ボランティア制度」を実施。

他の市町村と比較した桑名市の
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴（1）

1.「短期集中予防サービス」の重点的な活用

○　従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービスから
「短期集中予防サービス」への移行が促進されるよう、
生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとしての
「くらしいきいき教室」を創設。

○　これは、通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて
一体的に提供するサービスであって、
対象者が介護保険を「卒業」して
地域活動に「デビュー」した場合には、
①　サービス事業所
②　対象者
③　「介護予防ケアマネジメント」の実施機関
に対し、「元気アップ交付金」を交付するもの。

他の市町村と比較した桑名市の
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴（2）

2. 事業所の地域開放

○　事業所が地域住民に対して
予防・日常生活支援サービスを提供する拠点となるよう、
「健康・ケア教室」を創設。

○　これは、地域交流スペース等を活用するとともに、
医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、
介護予防教室を開催するなど、
要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む
地域住民が相互に交流する機会を提供するサービス。

○　この場合においては、
サービスの提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、
事業所をその近隣の地域住民に開放するサービスとして、
送迎を実施しない取扱いが基本。

他の市町村と比較した桑名市の
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴（3）

３．「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」

○　地域の実情に応じた多様なサービスを内容とする
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」については、
全国一律のサービスを内容とする介護給付及び予防給付以上に、
個々の高齢者のそれぞれのニーズに応じて
適切に組み合わされたサービスが
効果的かつ効率的に提供されるよう、
多職種協働によるケアマネジメントの充実を図ることが重要。

○　このため、「介護予防ケアマネジメント」を実施するに当たり、
多職種協働でケアマネジメントを支援するための
「地域生活応援会議」を活用。

他の市町村と比較した桑名市の
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴（4）

４．健康増進事業と一体的な「エビデンス」に基づく介護予防事業の展開

○　保健センター、地域包括支援センター等に配置された
保健・福祉専門職等の役割について、
①　自らサービスを提供する「プレーヤー」から
②　地域住民による自発的な活動や参加を働き掛ける
「マネージャー」へ
と転換し、保健センターの健康増進事業と
地域包括支援センターの介護予防事業とを一体的に展開。

○　「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいき・くわな』」に基づく
データ等を活用することにより、可能な限り、早期に、
リスクを抱える高齢者を把握した上で、
戸別訪問等による総合相談支援を実施するなど、
効果的かつ効率的に介護予防事業を展開。

他の市町村と比較した桑名市の
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の特徴（5）

５．市町村特別給付の活用

○　要介護から要支援へ、あるいは、
要支援から要介護への移行に対応するため、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」と同様な内容の
「短期集中予防サービス」を市町村特別給付として創設。

○　桑名市では、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」について、
「小さく生んで大きく育てる」という考え方に基づき、
まずは、平成27年4月に開始した上で、
その後、必要に応じ、見直す方針。

「短期集中予防サービス」の創設

「くらしいきいき教室」（1）

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスC（短期集中予防サービス）」
趣旨	○　通所時に実行することができる「手段的日常生活動作（IADL）」を 在宅時に実行することができない高齢者も、少なくないところ。 ○　生活機能の向上を実現するための中核的なサービスとして、 通所型サービスを訪問型サービスと組み合わせて一体的に提供する 「短期集中予防サービス」を創設。
対象者	運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者であって、 「くらしいきいき教室」を利用する必要があるもの （「くらしいきいき教室」を利用して6月以上が経過しないものを除く。）

「くらしいきいき教室」（2）

内容	① リハビリテーション専門職による アセスメント及びモニタリングに対する関与 ② ６月を限度とするサービスの提供 ⅰ 週１回以上の送迎を伴う通所による 医療・介護専門職等の機能回復訓練等 （注）「運動器機能向上サービス」を提供することは、必須。あわせて、 「栄養改善サービス」及び「口腔機能向上サービス」を提供することが望ましい。 ⅱ 月１回以上の訪問による医療・介護専門職等の生活環境調整等
事業者	認知症対応型通所介護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定又は通所介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業所であって、指定事業者の指定を受けたもの （注） 通所に係る送迎及び訪問に関しては、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る指定地域密着型サービス事業者の指定又は訪問介護等に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けた事業者に委託することも、可能。
遵守事項	① 「桑名市地域包括ケア計画」に盛り込まれた基本的な考え方の共有 ② サービスの提供状況に関する情報の公表 （注）「健康・ケア教室」を提供することが望ましい。 ③ 「地域生活応援会議」を始めとする「地域ケア会議」に対する協力等

「くらしいきいき教室」（3）

手続	○　指定事業者の指定については、公募を実施。 ○　「介護予防ケアマンジメント」については、 「原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）」を実施。 （注）　桑名市及びすべての桑名市地域包括支援センターのレベルでの 「地域生活応援会議」（「A型地域生活応援会議」）を開催。
サービス単価	①　基本報酬 ⅰ　1～3月目：22，000円／月 ⅱ　4～6月目：21，000円／月 ②　加算 対象者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」した場合において、6月が経過したときは、「元気アップ交付金」を支給。 ⅰ　サービス事業所：18，000円 ⅱ　対象者：2，000円 ⅲ　「介護予防ケアマネジメント」の実施機関：3，000円
利用者負担	基本報酬の10％及び実費

※　平成27年4・5月、指定事業者の指定について、公募を実施した上で、
平成27年7月より、指定事業者において、サービスを提供する予定。

【参考1】介護予防通所介護等と比較した「くらしいきいき教室」のサービス単価

要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1，647単位／月】 ＋ 週1回の 介護予防訪問介護の 基本報酬 【1，168単位／月】の25% ＋ 介護予防訪問介護の 生活機能向上連携加算 【100単位／月 （3月に限る。）】	要支援1の 介護予防通所介護の 基本報酬 【1，647単位／月】 ＋ 運動器機能向上サービス、 栄養改善サービス 又は口腔機能向上サービスの うちの2種類に係る 介護予防通所介護の 選択的サービス複数実施加算 【480単位／月】	「くらしいきいき教室」の 基本報酬 （1～3月目：22，000円／月 4～6月目：21，000円／月） ＋ 「くらしいきいき教室」の 加算 （「元気アップ交付金」） 【18，000円 （サービス事業所分）】
122，640円／6月	131，064円／6月	147，000円／6月

【参考2】通所サービスC「くらしいきいき教室」（イメージ図）

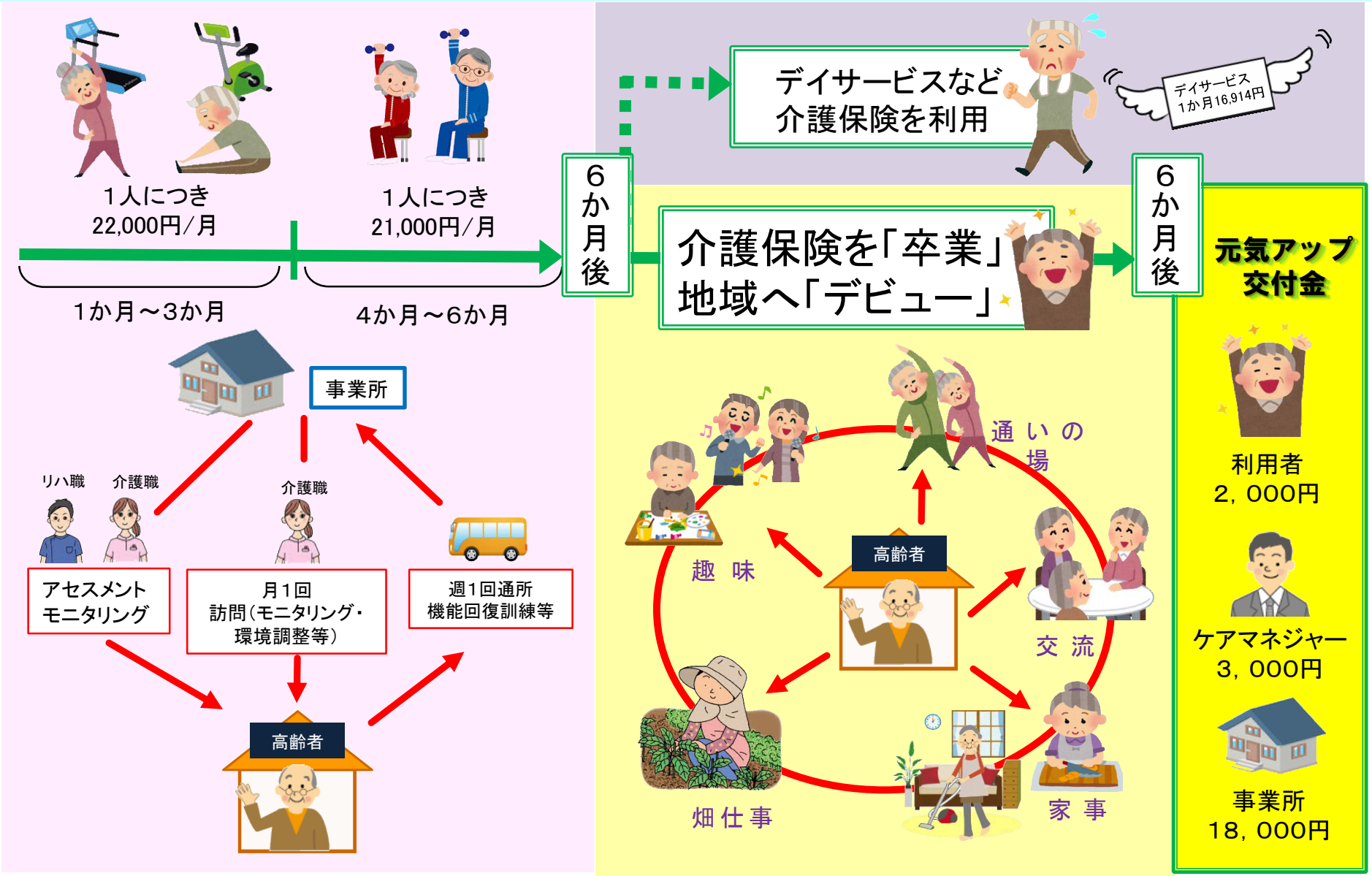

「栄養いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
内容	三重県地域活動栄養士連絡協議会桑名支部に委託し、 栄養に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問栄養食事指導を利用する必要があるものを対象として、 管理栄養士が訪問栄養食事指導を提供。
手続	○ 「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」（「B型地域生活応援会議」）を開催。
サービス単価	① 1回目：6，000円／回 ② 2～6回目：4，000円／月
利用者負担	10%及び実費

平成２７年４月
スタート

『栄養いきいき訪問』のご案内

総合支援事業　訪問型サービス事業

管理栄養士がご自宅を訪問し、食事内容等を確認します。
お一人お一人に合った栄養指導が受けられます。

申請から訪問までの流れ

対象者	食生活改善を必要とする 65 歳以上の方 【要支援１・２と認定された方及び基本チェックリスト該当者】
訪問内容	栄養指導
費用	初回　6,000 円/回（利用者負担　600 円） 2～6 回目 4,000 円/回（利用者負担　400 円）
実施回数	１回１時間程度（６回まで）
注意点	①　毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ②　栄養指導であって、実際に調理はしません。
お問合せ先	○○包括支援センター（TEL：0594-　　-　　）担当□□ ○○○○○○事業所　（TEL：0594-　　-　　）担当□□

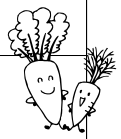

「お口いきいき訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスC（短期集中予防サービス）」
内容	三重県歯科衛生士会桑員支部に委託し、 口腔に関するリスクを抱える高齢者であって、 訪問口腔ケアを利用する必要があるものを対象として、 歯科衛生士が訪問口腔ケアを提供。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 （「B型地域生活応援会議」）を開催。
サービス 単価	① 1回目：6，000円／回 ② 2・3回目：4，000円／月
利用者負担	10％及び実費

桑名市総合事業　訪問サービス

お口いきいき訪問のご案内

お口いきいき訪問とは？

歯科衛生士などの専門職が、お口の機能を向上させるためにお宅へお伺いし、
お手伝いする事業です。

こんな症状はありませんか？

- 固い物が食べにくい。
- お茶や汁物でむせる。
- 口が渇きやすい。

これらの症状が続くと美味しく食事ができず、栄養を十分に取れなくなります。
専門職による指導で改善しましょう！

訪問での内容

- ◆ 口腔清掃についてのアドバイス
- ◆ 唾液の分泌を促すマッサージ
- ◆ 飲み込みの力を向上させる口腔体操
- ◆ 呼吸や発声についてのアドバイス　等

訪問スケジュール

※ 3か月の間に月に1回、計3回訪問させていただきます。

１回目
・お口の中や飲み込み状態を確認。
・問題を改善するためのプラン作成など。
〔自己負担額　600円〕

→

２回目
・1か月後の状況確認。
・プランの再確認。
〔自己負担額　400円〕

→

３回目
・お口の中や飲み込み状況の最終確認。
・今後について。
〔自己負担額　400円〕

※ 自己負担の料金は、それぞれの訪問時に徴収いたします。

「お口いきいき訪問」により得られる効果

◇ お口の中がすっきりする。　◇ 噛みしめられるようになる。　◇ 口臭が減る。
◇ 薄味が分かるようになる。　◇ 会話がしやすくなる。　◇食事が美味しくなる　等

毎日のケアや口腔体操を根気よく続けていただくと、お口の状況が良い方向に向かいます。
様々なアドバイスをさせていただく中で、状況によっては医療機関をおすすめする場合もあります。

【お問い合わせ先】

○○部包括支援センター　TEL ●●-●●●●　担当 ■■■■
居宅介護支援事業所［　　］　TEL ●●-●●●●　担当 ■■■■

「サポーター」の「見える化」・創出

「えぷろんサービス」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市シルバー人材センターに委託し、 日常生活支援を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した会員が 訪問による掃除、買物、外出支援、調理、洗濯、ゴミ出し、話し相手等を提供。 （注） 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービスは、身体介護のほか、 訪問介護員以外の者によって提供されることが困難である専門的な生活援助を内容とするもの。 これに対し、「えぷろんサービス」は、訪問介護員以外の者によって提供されることが 可能である一般的な生活援助を内容とするもの。そのいずれかについては、 「地域生活応援会議」を活用した「介護予防ケアマネジメント」に基づき、個々に判断。
手続	「介護予防ケアマネジメント」については、 「簡略化した介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）」を実施。 （注） それぞれの桑名市地域包括支援センターのレベルでの「地域生活応援会議」 （「B型地域生活応援会議」）を開催。
サービス単価	１，000円／時間
利用者負担	30％及び実費

①

⑤

②

⑥

③

⑦

④

«サービス内容»

①洗濯　⑤話し相手
②買い物　⑥外出支援（散歩）
③掃除
④調理　⑦ゴミだし

公益社団法人

桑名市シルバー人材センター

〒511-0032
三重県桑名市吉之丸11番地

(0594)22-0468

www.kuwana-sjc.or.jp

えぷろんサービス

桑名市日常生活総合支援事業

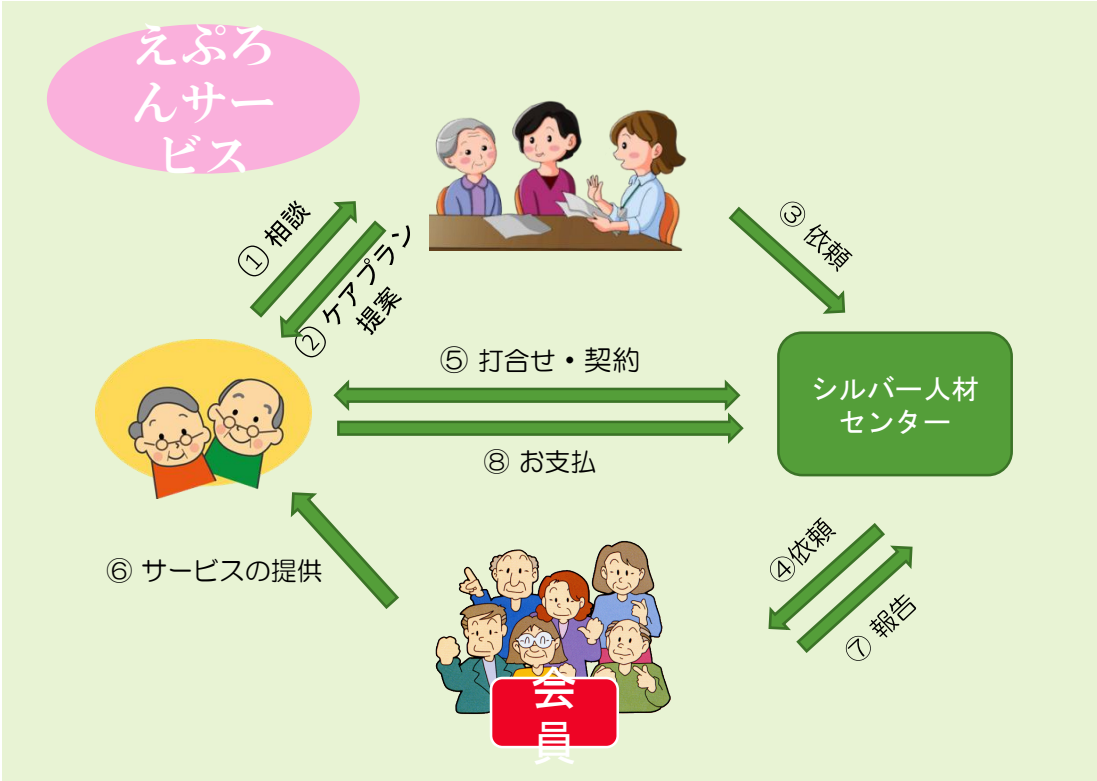

≪お支払方法≫

月末締め、翌月20日引き落とし

（手数料はご利用様負担となります。）

≪利用料金≫

サービス１回１時間以内

３００円

サービスを受けるには・・・

利用対象は・・・

H27.4.1以降に要支援1・要支援2に認定された方、またはチェックリスト該当者の方です。

ご依頼は・・・

ケアマネージャーさんが、ケアプランの中にサービス内容を組みいれていただき当センターにご依頼ください。

≪サービス内容≫

①洗濯・・・洗濯をして、干します。

②買い物・・・ご依頼の物を、お金を預かり会員が買い物してきます。

③掃除・・・簡単なお掃除をします。

④調理・・・冷蔵庫にある食材でお食事を作ります。

⑤話し相手・・・利用者さんと世間話など話し相手になります。

⑥外出支援・・・散歩程度の外出を、会員が見守りながら同行します。

⑦ゴミだし・・・可燃ごみ・不燃ごみなど指定の場所まで持っていきます。

「おいしく食べよう訪問」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスB（住民主体による支援）」
内容	桑名市食生活改善推進協議会に委託し、 食生活改善を必要とする高齢者を対象として、 「高齢者サポーター養成講座」等を修了した 食生活改善推進員が訪問による 食事相談、献立相談、調理相談、体重測定等を提供。
サービス 単価	１，２００円／回（３回に限る。）
利用者負担	３０％及び実費

桑名市総合事業　訪問型サービスB

平成２７年
４月スタート

『おいしく食べよう訪問』のご案内

介護予防・生活支援サービス事業

食生活改善推進員が２人１組でご自宅を訪問します。
栄養バランスのよい食事をするため、献立・調理相談が受けられます。

申請から訪問までの流れ

対象者	食生活改善を必要とする 65 歳以上の方 【要支援１・２と認定された方及び基本チェックリスト該当者で、やせぎみまたは肥満ぎみで食生活に不安のある方】
訪問内容	食事・献立・調理の相談、体重測定、味噌汁の塩分測定
費用	1,200 円/回（利用者負担　360 円/回）
実施回数	月に１回　１時間程度（３回まで）
注意点	①　毎回、訪問時に利用者負担金を徴収します。おつりのないようにご準備下さい。 ②　実際に調理はしません。
お問合せ先	○○包括支援センター（TEL：0594-　　-　　）担当□□ ○○○○○○事業所　（TEL：0594-　　-　　）担当□□

「『通いの場』応援隊」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「訪問型サービスD（移動支援）」
趣旨	○　可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」の 「見える化」・創出に取り組むことが基本。 ○　しかしながら、高齢者の状態像や、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」の立地状況によっては、 閉じこもりとならないよう、自宅を始めとする住まいと「通いの場」との間で 移動支援を提供することが必要。 ○　もっとも、移動支援の提供が地域コミュニティの衰退を招かないよう、 留意。
内容	○　移動支援を必要とする高齢者を対象として、 ボランティアが日常生活圏域の範囲内で 「シルバーサロン」又は「健康・ケア教室」の利用のための 移動支援を提供。 ○　具体的には、「桑名市介護支援ボランティア制度」を適用。
利用者負担	実費

「通いの場」の「見える化」・創出

「シルバーサロン」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
内容	○　旧桑名市の「宅老所」（「移動宅老所」を含む。）において、 要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供するサービスについて、 実績に応じて助成。 ○　旧長島町の「まめじゃ会」 及び旧多度町の「ふれあいサロン」についても、 旧桑名市の「宅老所」とおおむね同様な取扱い。
助成金	①　月間の1～4回目：3，500円／回 （「移動宅老所」にあっては、1，750円／回） ②　月間の5回目以降：1，750円／回
利用者負担	実費

「健康・ケア教室」

位置付け	「介護予防・生活支援サービス事業」中の 「通所型サービスB（住民主体による支援）」
趣旨	医療・介護専門職を抱える医療機関及び介護事業所においては、 医療や介護を必要とする者に対し、医療・介護サービスを提供する 拠点となるほか、地域住民に対し、予防・日常生活支援サービスを提供する 拠点となることにより、地域に貢献し、ひいては、地域に信頼される形で 事業を運営することが期待されるところ。
内容	指定地域密着型サービス事業者の指定、指定居宅サービス事業者の指定等を 受けた事業所において、地域交流スペース等を活用するとともに、 医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、 介護予防教室を開催するなど、要支援者及び「基本チェックリスト」該当者を含む 地域住民が相互に交流する機会を提供。
助成金	週１回以上、かつ、月３０人以上（平成２７年度に限り、月２０人以上）で ２０，０００円／月
利用者負担	実費

医療･介護等の事業所の方へ

「健康・ケア教室」を開催してみませんか？

地域の方が、気軽に相談したり、立ち寄れたりするような「健康・ケア教室」を開催してみませんか。この教室は介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスＢとして位置付けられます。

教室の目的

介護事業所の地域交流スペースや医療機関の空きスペース等において、医療・介護専門職等とボランティアとで協働しながら、下記対象者が相互に交流する機会を提供します。

対象者

・要支援者
・「基本チェックリスト」該当者を含む一般高齢者

利用者負担

・実費

助成基準

・１回１時間以上かつ週１回以上の開催
・月間３０人以上の参加
・医療機関又は介護事業所に配置された専門職の兼任、及び高齢者サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座等を修了したボランティアによる補助
・医療機関又は介護事業所における地域交流スペースの活用及び地域住民に対する開放
・助成に際しては実績報告などを提出
・月額助成は２０，０００円

「健康・ケア教室」の一例

◇養護老人ホームで談話室を開放し、週１回認知症予防のための「脳の健康教室」を開催。

◇訪問看護ステーションで毎週木曜日、看護師等の専門職による血圧測定等の健康相談を無料で実施。

≪お問い合わせ・申込み先≫
地域介護課 サービス推進室
桑名市中央町２丁目３７番地（市役所１階）
電話　（0594）－24－1186
FAX　（0594）－27－3273

「健康・ケアアドバイザー」

位置付け	「一般介護予防事業」中の「地域リハビリテーション活動支援事業」
趣旨	介護保険を「卒業」した高齢者が 地域活動に「デビュー」する環境を整備するため、 可能な限り、徒歩圏内で、地域住民を主体として 地域交流の機会を提供する「通いの場」が継続的に運営されるよう、 リハビリテーション専門職等が地域住民の主体性を阻害しない形で 定期的に関与。
内容	○　高齢者を始めとする地域住民に開放される「通いの場」を対象として、 地域住民を主体として運営された実績に応じ、 リハビリテーション専門職等を「健康・ケアアドバイザー」として派遣。 ○　具体的には、当面、次に掲げる取扱いが基本。 ①　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が4回／月以上である場合には、 ２月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ②　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が1回／月以上である場合には、 ６月に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。 ③　地域住民を主体とする「通いの場」の運営が5回／年以上である場合には、 １年に1回の頻度でリハビリテーション専門職等を派遣。

【参考】「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」

○ 「桑名いきいき体操」は、地域住民を主体として
健康増進や介護予防に取り組む契機を与える手段の一つ。

平成27年3月12日
西森忠集会所

○ 平成26年10月以降、順次、
桑名市、桑名市地域包括支援センターにおいて、
「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を
実施。

（注） 平成26年10月～平成27年3月、
「桑名いきいき体操自主グループ活動スタート応援事業」を利用した
グループは、6か所。

○ 具体的には、地域住民を主体とする「通いの場」の運営に
結び付くよう、

① 約6月に限り、5～6回程度にわたり、保健師等を派遣し、
「桑名いきいき体操」のほか、体力測定等を実施。

② 必要に応じ、DVD等の配布や自動血圧計等の貸出を
実施。

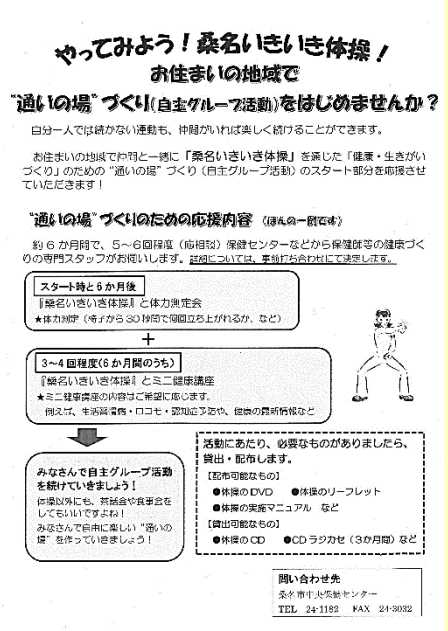

やってみよう！桑名いきいき体操！
お住まいの地域で
"通いの場"づくり（自主グループ活動）をはじめませんか？

自分一人では続かない運動も、仲間がいれば楽しく続けることができます。

お住まいの地域で仲間と一緒に「桑名いきいき体操」を通じた「健康・生きがいづくり」のための"通いの場"づくり（自主グループ活動）のスタート部分を応援させていただきます！

"通いの場"づくりのための応援内容（ほんの一例です）

約６か月間で、５～６回程度（応相談）保健センターなどから保健師等の健康づくりの専門スタッフがお伺いします。詳細については、事前打ち合わせにて決定します。

スタート時と６か月後
『桑名いきいき体操』と体力測定会
★体力測定（寄ずから30秒間で何回立ち上がれるか、など）

＋

3～4回程度（6か月間のうち）
『桑名いきいき体操』とミニ健康講座
★ミニ健康講座の内容はご希望に応じます。
例えば、生活習慣病・ロコモ・認知症予防や、健康の最新情報など

みなさんで自主グループ活動を続けていきましょう！
体操以外にも、茶話会や食事会をしてもいいですよね！
みなさんで自由に楽しい"通いの場"を作っていきましょう！

活動にあたり、必要なものがありましたら、貸出・配布します。
【配布可能なもの】
●体操のDVD　●体操のリーフレット
●体操の実施マニュアル　など
【貸出可能なもの】
●体操のCD　●CDラジカセ（3か月間）など

問い合わせ先
桑名市中央保健センター
TEL 24-1182　FAX 24-3032

「介護予防ケアマネジメント」の充実

「介護予防ケアマネジメント」（1）

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントA）」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントB）」	「初回のみの 介護予防ケアマネジメント （ケアマネジメントC）」
対象者	次に掲げるサービスを利用する高齢者 ① 従前の介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス ② 従前の介護予防通所介護に相当する通所型サービス ③ 「くらしいきいき教室」	次に掲げるサービスしか利用しない高齢者 ① 「えぷろんサービス」 ② 「栄養いきいき訪問」 ③ 「おロいきいき訪問」	介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」する高齢者
実施機関	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター又はその委託を受けた居宅介護支援事業者	地域包括支援センター

「介護予防ケアマネジメント」(2)

	「原則的な 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントA)」	「簡略化した 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントB)」	「初回のみの 介護予防ケアマネジメント (ケアマネジメントC)」
手続	アセスメント 及びモニタリングを経て、 すべての地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「A型 地域生活応援会議」)を 開催。	アセスメント 及びモニタリングを経て、 それぞれの地域包括支援 センターのレベルでの 「地域生活応援会議」(「B型 地域生活応援会議」)を 開催。	「元気アップ計画書」を 交付。
サービス 単価	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の100% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%	① 介護予防支援の 基本報酬 【430単位／月】の50% ② 初回加算 【300単位／月 (1月に限る。)】の100%	1，500円／月 (1月に限る。)

桑名市の「地域ケア会議」

① 各分野で指導的な立場にある地域の関係者の参加を得た「桑名市地域包括ケアシステム推進協議会」

② 地域の高齢者世帯の困難事例の解決のための「地域支援調整会議」

③ 多職種協働でケアマネジメントを支援するための「地域生活応援会議」

④ 要介護・要支援認定又は「地域生活応援会議」に先立つ暫定的なサービスの利用のための「ケアミーティング」

⑤ その他（「高齢者見守りネットワーク」、「高齢者虐待防止ネットワーク」等）

【参考1】「地域生活応援会議」（1）

1．趣旨

（1）「机上の空論」から「現場の実践」へ

○　個々の事例について、
高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを実践。

○　専門職に求められる専門性として、
「エビデンス」（＝データを始めとする根拠）に基づき、
対人援助の「実践を言葉で説明する力」を発揮。

（2）「個人プレー」から「チームプレー」へ

○　公正かつ誠実に業務を遂行しようとする介護支援専門員を始めとする
医療・介護専門職に対し、高齢者及びその家族を始めとする地域の
関係者の理解が得られるよう、多職種協働で後方支援を実施。

○　保健センターが地域包括支援センターと一体になって参画するなど、
「縦割り行政」を排除。

【参考1】「地域生活応援会議」（2）

2. 対象者

（1）当面の対応

○　平成27年度より、訪問介護及び通所介護に係る
予防給付から地域支援事業への移行に伴い、
新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施。

○　この場合においては、要支援者
及び「基本チェックリスト」該当者について、
地域包括支援センターで「介護予防ケアマネジメント」を実施。

【参考1】「地域生活応援会議」（3）

○　当面、新規に要支援と認定され、又は「基本チェックリスト」該当と判定された高齢者のうち、在宅サービスを利用しようとするものを対象として、介護予防に資するケアマネジメントのための「地域生活応援会議」を開催。

時　期	内　容
平成26年10月以降	地域包括支援センターが自ら介護予防サービス計画を作成する対象者に限り、試行的に実施。
平成27年1月以降	次に掲げる対象者も含め、試行的に実施。 ①　地域包括支援センターが指定居宅介護支援事業者に委託して介護予防サービス計画を作成する対象者 ②　介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用しようとする対象者
平成27年4月以降	要支援者のほか、「基本チェックリスト」該当者も含め、本格的に実施。

○　なお、6か月が経過した時点で、実績を評価し、その結果に基づき、「地域生活応援会議」において、更なる生活機能の向上の可能性の有無を検討。

【参考1】「地域生活応援会議」（4）

（2）将来的な対応

○　要支援2・1の者について、
要支援状態を改善するほか、
要介護2・1の者について、
要介護状態を改善することも、可能。

○　介護予防に資するケアマネジメントのほか、
在宅生活の限界点を高めるケアマネジメントも、
重要。

【参考1】「地域生活応援会議」(5)

○　将来的には、「地域生活応援会議」の対象者を段階的に拡大。

目　的	対象者
介護予防に資するケアマネジメント	新規に要介護2・1と認定された高齢者のうち、在宅サービス又は施設サービスを利用しようとするもの等
在宅生活の限界点を高めるケアマネジメント	次に掲げる等の高齢者 ①　在宅復帰を支援する退院調整の対象となる高齢者 ②　訪問系、通所系、宿泊系等の在宅サービスの利用から居住系の在宅サービス又は施設サービスの利用へ移行しようとする高齢者

【参考1】「地域生活応援会議」(6)

3. 参加者

(1) すべての対象者に関して参加するメンバー

① 中央地域包括支援センター又は各地域包括支援センターに配置された保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員
② 保健センターに配置された保健師及び管理栄養士
③ 地域リハビリテーション係に配置された理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士
④ 桑名地区薬剤師会の推薦を受けた地域の薬剤師
⑤ 三重県作業療法士会の推薦を受けた地域の作業療法士

(2)担当の対象者に関して参加するメンバー

① 各地域包括支援センターに配置された介護支援専門員
② 指定居宅介護支援事業者の指定を受けた事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の介護支援専門員
③ 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定を受けた事業所の管理者又はその代理人
④ 介護予防・生活支援サービスの担当者

(3)オブザーバー

① 桑名市の職員
② 桑名市社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」
③ 三重県介護支援専門員協会桑員支部の支部長又はその代理人

【参考1】「地域生活応援会議」(7)

4. 資料

○ 「地域生活応援会議」を効果的かつ効率的に開催するためには、
「地域生活応援会議」に提出される資料について、
ケアマネジメントの充実に向けた多職種協働のための
「共通言語」となるよう、様式を統一することが重要。

○ 次に掲げる資料については、厚生労働省によって提示された
様式のほか、他の市町村で使用される様式も参考として、
「地域生活応援会議」に提出される資料のうち、次に掲げるものについて、
標準的な様式を提供。

① アセスメントシート
② 介護予防サービス計画
③ 個別サービス計画
④ モニタリングシート

(注) 要介護・要支援認定に関するデータや「桑名市日常生活圏域ニーズ調査『いきいきくわな』」に基づくデータも活用。

【参考1】「地域生活応援会議」（8）

5. 手続の流れ

① 桑名市は、高齢者に対し、要支援認定を実施。

② 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族に対し、アセスメントを実施。

③ 介護支援専門員は、各地域包括支援センターと協議しながら、介護予防サービス計画案を作成。

④ 桑名市及び桑名市地域包括支援センターは、介護支援専門員及びサービス担当者の参加を得て、「地域生活応援会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画案について、必要な見直しを検討。

⑤ 介護支援専門員は、各地域包括支援センターと協議しながら、必要に応じ、介護予防サービス計画案を修正。

⑥ サービス担当者は、介護支援専門員を通じて各地域包括支援センターと協議しながら、個別サービス計画案を作成。

⑦ 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族の参加を得て、「サービス担当者会議」を開催。その中で、介護予防サービス計画案及び個別サービス計画案について、趣旨及び内容を説明。

⑧ 介護支援専門員及びサービス担当者は、各地域包括支援センターを通じて中央地域包括支援センターに対し、介護予防サービス計画及び個別サービス計画を提出。

⑨ サービス担当者は、介護支援専門員と連携しながら、高齢者に対し、サービスを提供。

⑩ 介護支援専門員及びサービス担当者は、高齢者及びその家族に対し、モニタリングを実施。

【参考2】「地域生活応援会議」の基本的なスケジュール（平成27年度）

毎週火曜日 13:30～	「B型地域生活応援会議」 ＜桑名市西部地域包括支援センター＞ ＜桑名市南部地域包括支援センター＞
毎週水曜日 13:30～	「A型地域生活応援会議」 ＜桑名市 及びすべての桑名市地域包括支援センター＞
毎週金曜日 13:30～	「B型地域生活応援会議」 ＜桑名市東部地域包括支援センター＞ ＜桑名市北部東地域包括支援センター＞ ＜桑名市北部西地域包括支援センター＞

【参考3】桑名市の「地域生活応援会議」（毎週水曜日午後）のイメージ

桑名市の市町村特別給付

○　市町村特別給付については、
法定の介護給付及び予防給付以外の市町村独自の給付として、
高齢者相互間の支え合いを制度化する意義が認められるところ。

○　桑名市では、平成27年度より、市町村特別給付を創設。

①　「おむつ助成サービス」（仮称）及び「訪問理美容サービス」（仮称）

②　「通院等乗降介助サービス」（仮称）

③　「短期集中予防サービス」

i　「栄養いきいき訪問」（仮称）

ii　「お口いきいき訪問」（仮称）

iii　「くらしいきいき教室」（仮称）

桑名市の紹介

お伊勢参らばお多度もかけよ、
お多度かけねば片参り
「多度大社」

「多度峡天然プール」

濃尾平野の絶景
「多度山」

桑　名

名古屋駅より、JR関西本線・近鉄名古屋線で約25分、
東名阪自動車道経由で約30分。
中部国際空港より、伊勢湾岸道経由で約1時間。

人馬一体となって
絶壁を駆け上がる
「多度上げ馬神事」

日本一やかましい祭
「桑名　石取祭」

全国で3路線のみのナローゲージ
「北勢線」

全国7番目の近代的上水道
「諸戸水道」

鹿鳴館で有名な
コンドルの設計による
山林王・諸戸家の邸宅
「六華苑」

木曽三川に囲まれた
「輪中」

「なばなの里」

全国アミューズメントパーク
入場者数第3位
「ナガシマリゾート」

旧東海道伊勢国一の鳥居
「七里の渡跡」

「その手は桑名の焼き蛤」

旧東海道42番目の宿場町桑名の銘菓
「安永餅」

「地域包括ケアシステム」の構築は「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための「地域支え合い体制づくり」です。

桑名市市章

水と緑が交流の輪を描く様子を表現し、その中央にハマグリの姿を描き、市の文化や歴史をイメージしました。
　円満に発展し快適で住み良い桑名市を象徴しています。

桑名市
イメージキャラクター
「ゆめはまちゃん」

「はまぐりのまち・桑名」をPRする夢見るはまぐりの女の子です。
　洋服の三本線は、木曽三川をイメージしています。

ご清聴ありがとうございました。